

徳島県告示第二百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定に基づき、海区漁場計画を定めたので、同法第六十四条第六項の規定により、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和五年五月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 漁業の免許予定日 令和五年九月一日

二 申請期間 令和五年五月十七日から同年六月三十日まで